

弁護士報酬早見表【税別】

磐城総合法律事務所

契約締結交渉（第18条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	2% + 消費税	4% + 消費税
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(1% + 金3万円) + 消費税	(2% + 金6万円) + 消費税
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(0.5% + 金18万円) + 消費税	(1% + 金36万円) + 消費税
金3億円を超える場合	(0.3% + 金78万円) + 消費税	(0.6% + 金156万円) + 消費税

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。)